(4)キャリアパス要件 Ⅰ・Ⅱ

【新加算 I ~ IV · V (1)~(6) · V (8) · V (11)、旧処遇 I · II 】 ⇒ キャリアパス要件 I と II の 両方を満たすこと。

該当

+	ャリアパス要件	ŧ I	(任	用要件・賃金体系の整備等)									
	② 次のイから	ì۸c	まて	でのすべての基準を満たす。 ← <mark>○</mark>									
1	介護職員の任	<u>用</u> に	おに	ける職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。									
	イに掲げる職位	と、鵈	遺.	又は職務内容等に応じた <u>賃金体系</u> を定めている。									
/\	v イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。												
4			/ T.T.										
	ヤリアパス要件												
	② 次のイと口	1のI	両フ	うの基準を満たす。 <mark>← <mark>O</mark></mark>									
1				等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。									
	イの実現のた			資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の 能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること									
	めの具体的な 取組内容 (<u>該</u> 当する項	✓		介護職員のレベルに応じて年間研修計画により実施している。内容は、介護基礎研修、(排泄・水分補給・認知症介護等)また、外部講師による定期(年6回)ノーリフティングケア研修を実施、実技指導と座学により修了試験を行いマスターしている。									
	目にチェック (・)した上			資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること									
	で、具体的な内容を記載)		2										
	イについて、全	ての	介記	- 護職員に周知している。									

(5)キャリアパス要件Ⅲ 【新加算 I ~Ⅲ、V(1)·(3)·(8)、旧処遇 I】

キャリアパス要件皿(昇給の仕組みの整備等)

7 1	ソノハハ女口	гш.	ידכי	四07 円型が07年 曜 47
J	次のイと	コの	両力	5の基準を満たす。 ← <mark>O</mark>
1	介護職員につ ている。	いて	、経	験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け
	具体的な仕組	7	1	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	みの内容(該 当するもの全 てにチェック			資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	(√)するこ と。)	V		一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が 明文化されていることを要する。
	イについて、全	ての)介	護職員に周知している。

(6)キャリアパス要件IV 【新加算 I·Ⅱ、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)、旧特定 I·Ⅱ】

キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件) ⇒以下の欄が「〇」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	⇒	0	(別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算 Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	⇒	0	(別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算 I・Ⅱ の要件(年度内の区分変更後)	⇒		(別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)

(7)キャリアパス要件 V 【新加算 I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定 I】

キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)⇒以下の欄が「〇」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算 I の要件(4·5月)	⇒	0	(別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件 V 」の欄から転記)
新加算 I 、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降)	⇒	0	(別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件 V 」の欄から転記)
新加算 I の要件(年度内の区分変更後)	⇒		(別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件 V 」の欄から転記)

(8)職場環境等要件

【新加算 I・Ⅱ、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)又は旧特定 I・Ⅱを算定<u>する場合</u>】

該当

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

区分		内容
	7	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向		事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	4	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
ļ	4	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	7	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする 者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
		研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	y	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
ļ	y	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	y	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	7	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員 への転換の制度等の整備
推進	7	有給休暇が取得しやすい環境の整備
ļ	y	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	7	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等によ る腰痛対策の実施
腰痛を含む心	y	対応に対象を表現している。
身の健康管理		雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	>	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	7	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	7	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の 業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組		5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	٦	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	>	ミーナイング寺による職場内コミューケーションの円宿化による個々の介護職員の気つさを始まえた勤務境児やケア内谷の改善
やりがい・働き	7	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	7	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	7	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

【**見える化要件**】【新加算 I·Ⅱ、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)、旧特定 I·Ⅱ】

・ 実施する周知方法について、チェック(✔)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

0

ホームページ への掲載

- 」 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄) での選択
- ☑ 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

	確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求め に応じて提出)
V	処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給 与明細等
V	令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給 与明細等
V	キャリアパス要件 I 〜皿のうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資 質向上のための計画等
7	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
7	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、 確定保険料申告書
J	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類 の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 4 月 11 日 法人名 社会福祉法人綾友会

代表者 職名 理事長

氏名 谷田 理一郎

(確認用) 提出前のチェックリスト

• 誓約・記名が行われていること

- ・以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

×	※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。											
	2 賃金改善計画について											
	令和7年度への繰越し見込	込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている										
(1)	令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている											
	令和6年度に増加する加算	算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	0									
(2)	加算以外の部分で賃金水	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している										
(3)	賃金改善を行う賃金項目	及び方法を記載している	0									
3 介護職員等処遇改善加算等の要件について												
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること										
		令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前から の賃金改善の取組の継続を誓約していること	0									
(2)	 	令和6年4·5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベア加算額以上の 新規の賃金改善を行う計画になっていること										
(2)	万缺其业以音安厅业	介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になって いること										
		その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること										
(3)	ナムリマパフ亜#T-m	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること $\underline{\kappa}$ 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	0									
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の実施等)の <u>どちらか</u> を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること <u>又は</u> 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること										
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	0									
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業 所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等で ある等の理由を記載すること	0									
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件V(介護福祉士の配置等要件)を満たすこと	0									
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること	0									
(/)	- - - - - - - -	情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	0									
	4 要件を満たすことの確認・証明											
•	必要な項目が全て選択さ	れていること	0									
1 -	おもん ニュカ ババーム・ム・ー・	7 – 1										

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改 善を行う給		−スアップ等 必ず選択)	✓ 基本:		給			って毎月支払われる 手当(新設)			決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)				
与の種類		上記以外 必ず選択)		手当(新	f設)		手当(既存の 増額)		賞与	>	該当なし(全て基 本給等)		その他	()
	(当	該事業所に	- こおける賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)												
		就業規則の	D見	直し	✓ 賃:	賃金規程の見直し その他 ()	
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。														
②具体的 な取組内 容	俸給	含表の改定(♪	~ —;	スアップを実	『施)										
③ベース アップの実	1	実施する	実力	施しない場合	} 、										
施予定															

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

確認項目 証明する資料の例 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定で ┃都道府県・市町村への体制届出 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。 就業規則、賃金規程 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 給与明細 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。 勤務体制表 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労 働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。 労働保険料の納付が適正に行われています。 労働保険関係成立届、確定保 険料申告書 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望 ましいことについて、確認しました。 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。 会議録、周知文書

1

計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

 令和
 6
 年
 4
 月
 11
 日
 法人名
 社会福祉法人綾友会
 代表者職名
 理事長
 氏名
 谷田理一郎

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	0
2 賃金改善計画について	
② 賃金改善の見込額が介護職員処遇改善支援補助金の見込額以上となっている	0
③ 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が補助金の見込額(令和6年4・5月分)の2/3以上となっている	0
3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている	0
4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法	
「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(🗸)が入っていない項目か、空欄の項目がない	0
5 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(🗸)が入っていない項目がない	0
誓約について、空欄の項目がない	0